

大正時代は「踊り場」の時代と言

われます。明治という急な階段があり、大正でいったん休み、続いて昭和の戦前期という階段へとつなぐ時代でした。しかし、大きな変化が生まれた時でもあります。(第1次)世界大戦が起こり、旧い秩序や価値観が揺らぎ、マルクス・レーニン主義も世界に広がりました。資本主義の限界がいわれ、わが国でも「進歩と改造」が流行語になり、「平和・不戦・軍備撤廃」などの声の中から昭和が始まりました。そうした中で陸軍も大きな変化を遂げてゆくしかありませんでした。

大正半ばからは、軍縮のうねりの中で人事上の行き詰まりもあり、世界大戦の教訓から新しい装備開発にも取り組みました。大正バブルといわれた大戦景気の景況と、その揺り戻しの長期不況があります。関東大震災、その復興財源にも苦労しました。そうした背景を背負って、陸軍

はさまざまな問題に取り組んでいきました。

昭和一期は経済不況から始まり満洲事変が起きました。そこから始まる軍拡が国民生活に与えた影響も見逃せません。今回はいよいよ衛生制度史の最終稿です。

■少尉相当の准尉

1917(大正6)年の武官官等表には、各兵科特務曹長(准士官)の上に「各兵科少尉」と並んで「各兵科准尉」が登場します。各兵科特務曹長は1894(明治27)年に新設された准士官(判任官1等)です。服装も尉官と同じでした。ただし、軍衣の肩章には星章がありません。現在の准陸尉や准空尉と同じで、将校の両側金線の縁取りの中には金線が一本あるだけです。

対して、この准尉とは少尉相当の高等官でした。曹長、特務曹長から選抜されると1年間、陸軍士官学校で学生として過ごし准尉に任じられました。服装は少尉と同じですが、階級章の星章に特徴があります。後の幹部候補生徽章のように丸い台座がついています。官階順では判任官の伍長・軍曹・曹長・特務曹長、そして奏任官の准尉ということになり

ました。ただし、准尉は大将から少尉にいたる将校の階級の系列には入りません。したがって中尉に進むことはありません。少尉と並ぶこの准尉制度は准士官の優遇策であり、同時に部隊に配当する初級士官の定員の調整作用も果たしました。陸士の卒業する生徒数を減らしても、尉官の定員を准尉で埋めることができま

した。ただし、3年しか続かなかった制度です。1920(大正9)年に少尉候補者制度ができると同時に廃止されました。海軍の兵曹長(少尉同等)も同じです。海軍准士官は上等兵曹でした。その上に尉官代用として兵曹長がつけられました。

制度がなくなると、そのときの准尉たちは、それぞれに大尉、中尉、少尉に任じられました。海軍は特務士官となりますが、陸軍と異なつて指揮権の制限などがありました。

■衛生部上等看護長

衛生部准士官である上等看護長は1909(明治42)年に新設されています。このとき、経理部にも准士官の上等計手が復活します。獣医部にも准士官である上等蹄鉄工長(後に獣医務准尉)も1914(大正3)

年にできました。経理部では他にも1920(大正9)年には上等靴工長、上等縫工長という准士官(後の経技准尉)ができました。

軍楽部の准士官は1883(明治16)年の軍楽長から始まり、1885年には最高官が少尉級になり(1等軍楽長)、准士官は2等軍学長になりました。1899(明治32)年には少尉級が楽長(がくちやう)になったことに合わせて楽長補になり、明治42年に最高官が中尉級(1等楽長)になつても楽長補は変わらず、1921(大正10)年に最高官が1等楽長(大尉級)になつても楽長補でした。なお1937(昭和12)年には軍楽准尉となりました。

■士官たる看護官の誕生

准尉制度が各兵科少尉候補者制度に変更されると同時に、衛生部でも3等看護官候補者制度が始まります。1922(大正11)年に陸軍武官官等表に1、2、3等看護官が創設されます。それぞれ大尉相当官、中尉同、少尉同でした。

試験の内容は、看護長(下士)としての素養程度の衛生学、看護学、調剤学があり、数学(算術・初等代数・初等平面幾何)・物理学・化学・外

国語学(英、仏、独のうち一つ)は「概ネ中學校卒業ノ程度ニ依ル」でした。やはり、士官になるには中學校卒業程度の学力が必要だとされていたことが分かります。

■准士官学生の誕生

『軍醫學校史』によれば條令改正に依り、従来の普通学生を「乙種士官学生」、専攻学生を「甲種士官学生」と改称し、修業期間をそれぞれ6か月乃至1年とします。そして、「時勢ノ進運ニ伴ヒ、衛生部准士官ノ優秀ナルモノヲ本校ニテ教育シ、看護官トナスノ制度制定セラレシ結果」初めて准士官学生4名の入校をみました。

准士官学生の教育内容は、軍陣衛生学、同防疫学、高等看護学、軍陣療具使用法、病理学的諸検査法、戦時及平時衛生勤務学となつています。

また、この1922(大正11)年には、学生数は3等軍医正乃至2(3)等軍医(内薬剤官4名)が合わせて175名とあります(内訳は不明です)。翌年には、上長官学生18名、甲種士官学生43名(内薬剤官3名)、乙種士官学生112名(同前12名)、准士官学生5名でした。合計で178名になります。さらに1924(大正13)年には上長官学生18名、甲種

43名(薬剤官3名)、乙種90名(同7名)、准士官学生5名となり、合計で156名です。

1937(昭和12)年からは、准士官学生は衛生部少尉候補者と名称を変えました。これは各部も兵科と同じ官名にしたことからです。3等看護官は衛生少尉となりました。試験科目も、陣中要務令、軍陣衛生学、看護学、陸軍衛生材料と変わり「下士官ニ必要ノ程度」とあります。国語・数学(算術・初等代数・初等平面幾何)・物理及化学・外国語(英、独ノ内1語)はやはり中学校卒業程度が要求されています。

■衛生部依託学生・生徒

「召募」とは募集です。現在では志願でしよう。大正の末年(15年)の陸軍召募規則の衛生部関連を見えます。「見習医官」と「見習薬剤官」は20歳以上、35歳未満で学士である者、外国の大学を卒業した者、これ以外で志願の資格のある者は20歳以上30歳未満とあります。衛生部依託学生と同生徒は17歳以上、28歳未満です。

1938(昭和13)年には一部改正がありました。衛生部依託学生と

または同薬学科の学生です。依託生徒は官公私立医学専門学校医学科の生徒、または官公立薬学専門学校、医科大学附属薬学専門部、医学専門学校薬学科生徒となつています。学生、生徒ともに毎月手当が支給されますが、毎年の夏季休業中には指定された軍隊で3週間の訓練を受ける義務がありました。

1940(昭和15)年には陸軍歯科医制度(後述)が創設され、官公私立の歯科医学専門学校生も依託生徒制度が適用されました。1945(昭和20)年3月には、それまでの師団長の監督下から軍管区司令官監督下になります。これは2月9日の軍管区制の制定からです。

依託学生・生徒の召募数は1926(大正15)年には約60名、見習医官は同30名でした。その後は依託学生・生徒が毎年70〜90名、見習医官は30名前後、この数が増えてくるのが1936(昭和11)年からです。同年は医110名、薬学5名で、見習医官は0となり、資料で明らかでない1939(昭和14)年には学生230名、生徒40名とあります。

■兵役法の成立と衛生部

1927(昭和2)年、「兵役法」

が12月1日から施行されると公布されました。ここで初めて幹部候補生という言葉が生まれます。志願できたのは1925(大正14)年から現役将校によって行われた学校教練の合格者だけでした。衛生部に属する者は、これまで入営3か月を経過した後、軍医生、薬剤生を命じていましたが、これを改めて入営当初から衛生部幹部候補生とします。

従来の一年志願兵制度では入営後満1年の予備役編入のときに2等看護長(軍曹相当)もしくは3等看護長に任じていましたが、新制度ではこれを士官に任官するまでその階級にとどめておきます。退営後3週間の勤務演習に召集し、予備役見習医官・同薬剤官を命じて将校勤務をとらせ銓衡後に3等軍医、同薬剤官に任じました。

なお、薬剤官の補助に調剤手という下士がいましたが(明治22年から)、1899(明治32)年には廃止されます。薬剤師の資格がなければ幹部にはなれないということです。

■昭和8年、昭和13年の改正

1933(昭和8)年のことでした。長い間、その存在が議論されてきた幹部候補生の納金制度が廃止さ

れました。同時に入営後3か月の現役兵から志願者を募り、予備役士官たる者を甲種、同下士官候補者を乙種としました。在営期限は1年でした。甲種幹部候補生は退営の翌年に2か月間、高等専門学校以上の卒業者は1か月の召集を行います。新たに技術幹部候補生制度を設けて、理学士・工学士から採用するようになります。

1938(昭和13)年3月には在営期間がすべて2か年になります。兵として概ね4か月教育し、志願者を銓衡の上で幹部候補生に採用しました。このときに甲種・乙種の区分をします。兵科・各部の甲種幹部候補生は概ね12か月の学校教育を受けました。衛生部では陸軍軍医学校で集合教育を行い、乙種幹部候補生は1年3か月後に下士官とします。また、成績優秀で将校にふさわしいとされた者には将校勤務適任證を付与しました。

この改正からすぐの年末、さらに補充令は改正され、配属将校制度との関連が重視されます。教練検定に合格していなければなりません。配属将校がいる学校卒業でなくてはならず(中等学校)、高等学校高等科も

しくは大学予科の第1学年を修了した者が志願の要件でした。また、陸軍予科士官学校生徒・同経理学校予科生徒・海軍兵学校・同機関学校・同経理学校の第1学年を修了した者も志願できるとされました。これは「請願に依る退校」を許さない軍学校から病气や事故で退学する人への救済措置でありましょう。

また、文部省直轄商船専門学校の席上課程を終えた者も志願できます。神戸と東京にあった高等商船学校生徒はいずれも海軍予備生徒の身分をもちますが、中級乗組員を養成する各地の官立商船学校も中等学校ですから陸軍幹部候補生に志願できました。衛生部では、医師免許証、薬剤師免許証を持つ者と、その学校卒業見込みの者も志願できます。

■軍医候補生(短期現役)

海軍の2年現役士官制度(1925年)にならって、臨時特例によって1933(昭和8)年、いわゆる「短期現役軍医制度」として企画されたのが「軍医候補生」でした。臨時でありながら、その後の事変、戦争の進展により大東亜戦争の終末まで継続されました。学校卒業と同時に在學生としての徴集猶予はなくな

り、医師免許をもつ卒業生はただちに徴兵検査を受けることになりました。その検査時に志願することになりました。

教育は各地歩兵部隊と陸軍病院で実施されます。その期間は概ね2か月とされて、軍事学術科と本務に関する学術科の教育がほぼ1か月行われ、前者は部隊長の指命した将校、後者は部隊附高級軍医が担当しました。軍事学術科は戦闘綱領・陣中要務令・軍隊内務書・軍制学・地形学・瓦斯防護二関スル事項・服装、礼式、賞罰二関スル事項が学術科であり、術科は教練・体操・両手軍刀術・陣中勤務となつていきます。本務に関する学術科では、学科が衛生部下士官兵用諸教程・軍隊衛生学・擔架教程・衛生法及救急法・赤十字条約ノ大要であり、術科として隊附勤務・救急法・擔架術・衛生材料ノ使用法・天幕建設法とあります。

既に医師として免許状をもち志願して入隊した人たちですから、軍隊組織についての理解や、軍陣医学の基礎基本を大急ぎで叩きこんだことが分かります。現役勤務は2年間ですが、満期の時に現役を続行するか予備役編入を望むかは本人の希望に

よりました。召募数は1933(昭和8)年で210名、その後毎年約200名、1938(昭和13)年には400名となり、その後は増える一方と想像されます。

■陸軍軍医予備員令

1937(昭和12)年10月のことでした。『軍医団雜誌』の「団報」の中に、「軍医予備員令」について医務局の見解が載っています。「現在の北支事変の進行中、補充兵の中に医師免許証保持者がおり、戦列にある各兵科兵、輜重特務兵として充用されている者がいる。これほど能力の無駄使いはない。そこで『軍医予備員』として戦時、事変に際して軍医尉官の職にあてて能力を発揮させるようにしたい」とあります。

10月28日に出された勅令の要点を簡単に紹介します。(1) 軍医予備員とは予備役の衛生部下士官で、戦時・事変に際して軍医尉官として採用する者をいう。(2) 徴兵検査を受けた者で、現役に徴集され、あるいは既に入営し幹部候補生である者は除き、軍医予備員に志願する者を銓衡のうえで採用する。(3) 予備役または後備役の下士官から採用した者は15日間、予備兵・後備兵、あるい

は既教育の第1補充兵から採用した者は21日間、これら以外は75日間の「本務二必要ナル勤務及軍事学ヲ習得セシム」。

予備・後備の下士官、兵、あるいは教育召集を受けて基本訓練を受けている第1補充兵は入営した時に衛生伍長の階級を与えました。まったく軍隊に接したことがない75日間の教育を受ける者は入営時に衛生上等兵とされ、15日後に同伍長に進みます。

それぞれに教育が終わると予備役衛生軍曹になりました。ただし、軍医予備員になるときに既に曹長の官等を保持している者は予備役衛生曹長とされます。普通に見られない規定はその次です。予備役期間は階級ごとに決まっています。軍医予備員だけは年齢45歳に達する年の3月31日までになりました。そして、召集を受けて入営すると、軍曹も曹長もただちに予備役見習士官になります。見習士官勤務を終えると予備軍医少尉になります。このときに軍医予備員という身分から離れました。

この制度は、昭和8年創設の軍医候補生（2年現役）と異なり、それ以前に徴兵検査を終えて補充兵などに役種が決定され、入営しなかった

ために軍医とならなかった医師を集めるためのものでした。軍医の不足対策のために創られました。

陸軍は年度作戦計画に基づき、精密な年度動員計画を立てていました。戦時に増設される部隊に配属される人員が決められていたのですが（戦時命課という）、計画外の臨時動員が次々と行われると既成の戦時命課分では足りなくなってきました。

1937（昭和12）年以降の軍医を主体とする衛生部将校の数を覚えておきましょう。昭和12年には4975名、同13年5888名、同14年6468名、同15年7024名、同16年1万615名、同17年1万2150名、同18年1万5089名、同19年2万1480名、そして同20年には3万3100名となっています。

■臨時附属医学専門部

1939（昭和14）年5月のことでした。勅令により、帝国大学7校、官立医科大学6校（新潟千葉・岡山・長崎・岡山・熊本）に臨時附属医学専門部が設置されました。中学4年修了者は5年、5年修了者は4年で卒業し、医師免許を取得します。医科大学や帝国大学医学部の予科・高等学校の3年、その後の医学部の4

年、合計で7年と比べると基礎医学などの受講が減らされ、ずいぶんの速成教育でした。

専門部という名称の通り、医学専門学校と同じ扱いです。陸海軍は文部省と交渉し、またまた臨時制度をつくったわけです。1938（昭和13）年4月には「国家総動員法」を公布します。続いて同年11月には「東亜新秩序建設」の近衛声明を出しました。これまでの規模を遙かに超えた軍備拡張です。

1936（昭和11）年には陸軍中央部のいう「本格的軍備充実」が計画されます。内容について説明すれば戦時兵力は41個師団、これに同じる諸部隊、並びに飛行142個中隊と同じく諸部隊、これらを昭和17年度までに整備することになります。



写真：満洲で乗馬した軍医官

師団の配置は満洲に10個師団ほか、内地及び朝鮮に17個師団でした。これに加えて、東亜新秩序の一端を担うのが占領地の宣撫工作です。現地人の医療や、衛生環境整備などに多数の軍医が必要になりました。

当時の医師になる大学、医専出身者は毎年3000人あまりです。これだけで軍医の所要数を集めると民間医療や研究のための医師も確保できません。とはいえ、恒久的な養成機関をつくってしまおうと、作戦の推移によって国内に医師の過剰を招いてしまう。そこで臨時養成機関を計画しました。それが「臨時」附属医学専門部でした。

中学校5年卒で修学年限4年、帝国大学7校の合計480名、各医大の合計360名で総合計840名の学生が昭和14年度から入校しました。同18年度までの臨時措置として合計3000名あまりの養成数を計画します。

当時の厚生省の意見があります。「昭和17年度の陸軍の軍医需要数は約3万であるなら、内地の人口1万人あたり5人に低下してしまおう（現状では7・5人）が、昭和18年以降にさらに需要増があっても、それには

非常手段として「例へば歯科医ノ短期訓練」などで応じるしかないだろう。毎年的人口増が100万人に対して医師の自然増が23000人ならば毎年約16000人の過剰になる。これに30000人の新規養成を行うとすると、過剰はますます増えるだろう。しかし、無医村問題の対策医療行政官の需要等も考えられ、国民医療への消化という観点から賛成する。

ちなみに2024年の統計では、全国の医師数33万人（ただし女性は約25%）、人口比では1万人当たり28人ですから、昭和戦前期はおよそ現在の4分の1といいいでしょ。臨時附属医専は1951（昭和26）年に各大学医学部に吸収されて短い歴史を閉じました。

■陸軍歯科医制度

民間にあっても歯科医師の養成は一般医師と比べれば遅れていました。専門学校は認められていたものの規模は小さく、開業試験合格者が主流を占めていたのが実態です。それを

反映してか医師と薬剤師は武官とされましたが、歯科医師には、その途は閉ざされていました。では、歯科治療はどうしていたのでしょうか。

1919（大正8）年のことでした。「衛戍病院歯科医採用規則」が陸軍省令として公布され、衛戍病院の規模によって歯科医師を採用することになりました。ただし、身分は嘱託にすぎず、採用も内地の1・2等衛戍病院と外地では主要病院のみでした。

ようやく衛生部の中の歯科医将校となったのは、1940（昭和15）年のことです。ただし、薬剤官も医官も最高官が中将であったのに、歯科医は少将が極官でした。これで衛生部の将校は、軍医、薬剤、歯科医、衛生と4種類になりました。

■歯科軍医という言葉はなかった

ここで明らかにしておきたいのは、陸軍において歯科医将校は軍医将校ではないということです。両者を区分したのは、国法として医師法と歯科医師法を分けていたからでした。両者は本体が異なっているのです。その官等名も変えたわけです。ですから歯科軍医という言葉は存在しませんでした。

軍医と歯科医を明確に区別したのは、部内での勤務や教育等でも両者を混同しないということになります。軍医の職務と歯科医の職務との間に

明確な一線を引いていたのです。ここで陸軍補充令の改正にもふれておきます。

まず、現役衛生部将校の補充は、衛生部見習士官から中尉もしくは少尉に任ぜられる資格をもつ者から行われました。歯科医将校たるべき見習士官は衛生部依託生徒で所定の課程（歯科大学・歯科医学専門学校）の卒業者、歯科医師試験を通つた者、歯科医師免許をもつ者で年齢32歳未満の者から銓衡のうえで採用しました。

予備役歯科医将校になるには、徴兵検査で志願することになります。聯隊区司令官や身体検査場で検査員に書類を提出すれば良かったようです。また、歯科医師免許を持つていながら、その制度がなかったために一般兵科の幹部候補生になっている人、各兵科の予備役将校が多くいました。あるいは兵、下士官として勤務している人までいます。戦時特別補充という規定により、その人たちの中には歯科医将校となった人もいました。それらはすべて志願ではなく、あくまでも命令によって為されたものでした。

では、軍隊では歯科医はどうした

扱いを受けたでしょうか。1941（昭和16）年の陸普1526号には陸軍次官からの通牒として歯科医将校の勤務の規定があります。「診療ニ関スルモノノ外衛生将校ノ勤務ニ準ス」、「病院：病室区分：歯科病室ヲ設ケルコトナク外科病室トス」、「診療範圍ハ歯牙疾患及歯牙ニ直接起因セル歯牙支持組織ノ疾患トスル」と、医師である軍医と歯科医官とは扱いが違っていました。

■現役軍医の衛生要務

現役軍医と召集された予備役軍医の違いで最も大きいのは戦場での衛生要務といわれる方面でした。衛生要務とは軍隊においての衛生部隊、衛生材料などの管理・運用のことです。主としては軍や師団の軍医部の業務ですが、聯隊や大隊の高級軍医にも必要な学問でした。たとえば敵陣を攻撃する場合、どこに重点を指向するか、部隊を配列するかは師団の参謀部の仕事ですが、それにとっても、どの縦隊に衛生隊をどれくらい配当するか、いつ、どれほどの規模の野戦病院を設営するかは軍医部の担当になります。これこそが依託学生育ちや見習医官出身の現役軍医たちの本業と言えるでしょう。



写真：野戦病院の天幕

臨床部門での活躍が期待されています。

■まとめに

衛生部将校（昭和12年以降）の召募は、まず現役武官たる依託学生・生徒から始まります。また、既に医師免許や薬剤師免許をもつ人が志願した見習軍医、見習薬剤官も現役衛生部将校の召募でした。これと並行して予備役幹部を作る制度もありました。満洲事変（昭和6）年以後の軍医候補生、さらには軍医予備員、そうして臨時附属医学専門学校（部）の制度がつくられます。

最後に『陸軍省人事局長の回想』にある陸軍現役兵科・各部将校の数字です。昭和20年9月現在では、総人員数は4万8236名、各兵種2

戦術も衛
 生要務も一
 般の医学
 部・学校で
 は教育はさ
 れていませ
 ん。召集さ
 れた予備軍
 医は前線や
 野戦病院、
 兵站病院の
 万8833名（全体の約59・8%）、
 憲兵901（1・9%）、技術672
 5（13・9%）、建技685（1・4%）、
 主計3442（7・1%）、軍医57
 21（11・8%）、薬剤373（0・
 8%）、歯科28（0・05%）、衛生
 268（0・6%）、獣医968（2・
 0%）、獣医務43（0・09%）、法
 務189（0・4%）、法事務47
 （0・1%）、軍楽13（0・02%）と
 なっています。軍医は経理部（主計・
 建技）より多く、技術部より少ない
 ことが分かります。



写真：列車治療部に搬入される患者

※参考・引用文献 『陸軍衛生制度
 史・昭和編』（陸上自衛隊衛生学校
 修親会・原書房・1990年）、『軍
 医学校五十年史』（既出）